

## 戦争における法の意義と問題

### —国際法に反し国内法に反しないウクライナに対するロシアの軍事侵攻—

河村 有教\*

#### 1. はじめに

ロシアは、2022年2月24日、ロシア軍によるウクライナの軍事施設に対する攻撃を始めたと発表し、軍事侵攻を始めました。「軍事侵攻」について、ロシアは、英語に直すと「special military operation (特別軍事作戦)」という言葉を用いています。「戦争や紛争などにおいて、敵地に侵入して攻めること、攻めて相手の領地に侵入すること」は一般に「侵攻」という言葉が用いられます。ここでは、ロシアの軍隊がウクライナに侵入したことについて、他国への領地への軍隊の侵入として「侵攻」という言葉を使いたいと思います。

二度の戦争の惨害から国際の平和及び安全を維持するために設けられた国際連合のルールである国際連合憲章(国際法)において、下記のいずれかに該当する場合でなければ軍事的措置は国際社会においては認められません。すなわち、第一に、安全保障理事会が国連憲章第41条の「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含む」非軍事的強制措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めない限りは、第42条による軍事的強制措置(国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動)をとることはできません。第二に、国連憲章第51条の武力攻撃が発生した場合に、安全保障理事会が先にのべた非軍事的措置もしくは軍事的措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の自衛権の行使以外の軍事による武力行使は認められていません。「個別的自衛権」、「集団的自衛権」の行使です。

「個別的自衛権」、「集団的自衛権」についてこれまでに聞いたことがある方が多いのではないのでしょうか。日本国憲法第9条第1項は、「**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**」として、第2項で「**前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**」としています。そこで、他国からの武力の行使に対する自衛権が認められるか否かが日本の最高裁において争点にあげられました。自衛権に対する裁判所の態度は、旧日米安全保障条約に基づく在留米軍の合憲性が争われた「砂川事件」に関する最高裁の判決です。最高裁は、「**わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。**」としました(最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁)。

日本国憲法第9条の下でも、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとりうること、すなわち「**個別的自衛権**」は当然に認められるとしても、日本の憲法において「**集団的自衛権**」を認めているのかどうか、憲法学者の間でもこれまで議論されてきました。「**集団的自衛権**」とは、「**自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利**」のことを言います。先にも述べたとおり国連憲章第51条にもと

---

\* 長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部准教授

づく国際法上の権利ですが、日本国憲法第9条(国内法)においては「集団的自衛権」は認められないとする憲法学者による通説に対して、2014年7月、当時の安倍内閣総理大臣のもとで、国際法上の集団的自衛権が憲法9条(国内法)においても認められるとする政府解釈を行いました。そのうえで、自衛隊の活動において、集団的自衛権の行使を前提とする武器の使用を可能にする法律改正(安全保障関連法の成立)が2015年9月になされました。日本国憲法下においても集団的自衛権は認められるとする政府解釈による法改正に反対する大きなデモが起こったことを記憶されていらっしゃる方もいらっしゃることでしょう。

ロシアは、今回のウクライナに対する軍事侵攻について、国連憲章第51条の自衛権、すなわち「集団的自衛権」にもとづく正当な行為で国際法上において適法であると主張しています。ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻に至るまでの経緯とロシアの主張についてみると、2022年2月21日に、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ東部ドンバス地域の一部を実効支配する親ロシア派「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し、直後に待機していた二つの「共和国」トップ2名と、両地域とロシアの友好相互援助条約(the treaties on friendship and mutual assistance)に調印しました。ロシア大統領府によれば、直前にフランスのマクロン大統領とドイツのシュルツ首相に個別に電話会談をし、両地域を独立承認したことを一方的に伝達したとされます。2月21日にプーチン大統領から出されたビデオメッセージでは、「現代のウクライナは、ボルシェビキ、共産主義ロシアによってつくられたもので、歴史的には、自らロシア人と呼び、正教会のキリスト教徒だった」ことをあげたうえで、ドンバス地域、ウクライナのドネツク州やルハンスク州において、ウクライナ政府による親ロシア派をはじめとする民間人400万人(4 million)に対する恐怖とジェノサイド(集団殺害)の現状があるとします。そのうえで、ロシア連邦院(Federation Council of Russia)の承認を経て、8年間の現行のキエフ体制による虐待や集団殺害(ジェノサイド)からドネツクやルハンスクの親ロシア派の人々を守るため、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」との友好相互援助条約により、国連憲章第51条の「集団的自衛権」の行使として、ウクライナに対してロシアが軍事侵攻を行うことを正当であるとしています。

2月24日のプーチン大統領の演説の一部です<sup>1</sup>。「問題なのは、私たちと隣接する土地に、言うておくが、それは私たちの歴史的領土だ、そこに、私たちに敵対的な「反ロシア」が作られようとしていることだ。それは、完全に外からのコントロール下に置かれ、NATO諸国の軍によって強化され、最新の武器が次々と供給されている。アメリカとその同盟諸国にとって、これはいわゆるロシア封じ込め政策であり、明らかな地政学的配当だ。一方、我が国にとっては、それは結局のところ、生死を分ける問題であり、民族としての歴史的な未来に関わる問題である。誇張しているわけではなく、実際そうなのだ。これは、私たちの国益に対してだけでなく、我が国家の存在、主権そのものに対する現実の脅威だ。それこそ、何度も言ってきた、レッドラインなのだ。彼らはそれを超えた。そんな中、ドンバスの情勢がある。2014年にウクライナでクーデターを起こした勢力が権力を乗っ取り、お飾りの選挙手続によってそれを維持し、紛争の平和的解決を完全に拒否したのを、私たちは目にした。8年間、終わり

---

<sup>1</sup> 軍事侵攻前のプーチン大統領演説全文については、NHKの「【演説全文】ウクライナ侵攻直前、プーチン大統領は何を語った?」(2022年3月4日)を参照されたい。NHKホームページ  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220304/k10013513641000.html> (2022年4月2日確認)。

の見える長い8年もの間、私たちは、事態が平和的・政治的手段によって解決されるよう、あらゆる手を尽くしてきた。すべては徒労に帰した。先の演説でもすでに述べたように、現地で起きていることを同情の念なくして見ることはできない。今やもう、そんなことは到底無理だ。この悪夢を、ロシアしか頼る先がなく、私たちにしか希望を託すことのできない数百万人の住民に対するジェノサイド、これを直ちに止める必要があったのだ。まさに人々のそうした願望、感情、痛みが、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」を承認する決定を下す主要な動機となった。さらに強調しておくべきことがある。NATO 主要諸国は、みずからの目的を達成するために、ウクライナの極右民族主義者やネオナチをあらゆる面で支援している。」(下線部は著者によるもの)。

『ドネツク人民共和国』と『ルガンスク人民共和国』はロシアに助けを求めてきた。これを受け、国連憲章第7章第51条と、ロシア安全保障会議の承認に基づき、また、本年2月22日に連邦議会が批准した、『ドネツク人民共和国』と『ルガンスク人民共和国』との友好および協力に関する条約を履行するため、特別な軍事作戦を実施する決定を下した。その目的は、8年間、ウクライナ政府によって虐げられ、ジェノサイドにさらされてきた人々を保護することだ。そしてそのために、私たちはウクライナの非軍事化と非ナチ化を目指していく。また、ロシア国民を含む民間人に対し、数多くの血生臭い犯罪を犯してきた者たちを裁判にかけつつも、ただ、私たちの計画にウクライナ領土の占領は入っていない。私たちは誰のことも力で押さえつけるつもりはない。」(下線部は著者によるもの)。しかし、実際には、キーウをはじめウクライナ都市への占領を行っている実があります。

2月24日にロシアのウクライナに対する軍事侵攻が開始されました。こうしたロシアの動きに対して、国際社会は国際法に則って手続を進めています。国連の安全保障理事会では即座に緊急会合を開き、2月25日、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議案の採決を試みましたが、しかしながら、常任理事国のロシアが拒否権を行使して不採択となりました(理事国15ヶ国のうち、11ヶ国が賛成し、ロシアが反対、中国、アラブ首長国連邦(UAE)、インドの3ヶ国が棄権しました)。その後、3月2日に国連総会の緊急特別会合においてロシアによるウクライナへの軍事侵攻をめぐって、ロシアを非難し、軍の即時撤退等を求める決議案が賛成多数で採択されました(193ヶ国のうち141ヶ国が賛成し、反対が5ヶ国、35ヶ国が棄権しました)。総会決議を強制的に全うする法的な拘束力はないものの、その後の各国のロシアに対する経済制裁等へとつながっています。

また、「ロシアによるウクライナでの軍事行動には正当な理由がない」としてウクライナからの提訴によって、国際司法裁判所においてウクライナの軍事侵攻をめぐって、ロシアが公聴会への参加を拒否するなかでの審理が行われ、暫定措置とし、3月16日オランダハーグ時間16:00に軍事侵攻の停止命令が出されました。

ウクライナとロシアは国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国ではありませんが、ウクライナは戦争犯罪と人道に対する罪についての捜査権限を国際刑事裁判所に与えていたことから、国際刑事裁判所においても、2014年のロシアによるクリミア併合や、親ロシア派武装集団とウクライナ政府との東部地域での紛争について予備調査を行っていたことから、カリム・カーン主任検察官によって、ロシアによるウクライナ侵攻も捜査対象とする方針が示されました。同時に、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国41ヶ国(2022年3月10日の段階)がロシアによる侵攻を含むウクライナの事態を巡る捜査を、国際刑事裁判所に付託したことから、国際刑事裁判所の主任検察官は戦争犯罪と人道に対する罪の被疑事実で、証拠を収集するための捜査に着手しています。

私からは、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻の事例から、戦争における法の意義と問題について、①ロシア国内法の問題（法の問題）、②国際法の意義（法の意義）、③戦争を生じやすい「法」と戦争を規律する「法」について、お話ししたいと思います。

## 2. ロシア国内法の問題

今回のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、ロシアの国内法には違反しないのでしょうか。ロシアの憲法は、1993年12月12日に公布され、1993年12月25日に施行されています。注目すべき点は、ロシア連邦大統領の権限についてです。ロシア憲法第80条第1項は「ロシア連邦大統領は、国家の元首である。」として、大統領の権限を第83条および第84条に規定しています。ロシア連邦の大統領に大きな権限が与えられています。例えば、ロシア連邦中央銀行総裁の任命に際しての候補者の提案や解任の提起（ロシア憲法第83条d）、連邦憲法裁判所、連邦最高裁判所、連邦最高仲裁裁判所の裁判官や連邦検事総長の候補者の提案や連邦検事総長の解任の提起の権限も有しています（ロシア憲法第83条f）。その他、ロシア連邦安全保障会議を組織し指揮する権限（ロシア憲法第83条g）、ロシア連邦の軍事ドクトリン(military doctrine)を認可する権限（ロシア憲法第83条h）、下院に対する法案提出権限（ロシア憲法第84条）もあります。くわえて、ロシア連邦軍最高司令官を任命する権限や解任する権限（ロシア憲法第83条k）や軍を指揮する権限【ロシア連邦軍の最高総司令官】（憲法第87条第1項）を有しています。ウクライナ侵攻の司令官にアレクサンドル・ドボルニコフ将軍をプーチン大統領が任命したニュースが4月11日に流れましたが、大統領の権限によるものです。ロシア連邦の国外でのロシア連邦軍の使用の可否に関する問題については、上院（the Council of Federation）が決定を下すことになっていますが（ロシア憲法第102条I項d）、ウクライナを「国外」として上院の決定を経て軍事侵攻を行っているのか、それとも「国内事項」として上院の決定を経ていないのかは定かではありません。いずれにせよ、プーチン大統領がロシア連邦軍の最高司令官で軍を指揮する権限を有しており、また軍事活動のガイドラインともなる軍事ドクトリンを許可する権限を有している以上は、ロシアの国内法において、大統領権限によって、軍事侵攻がロシア憲法では正当化されるといっても過言ではありません。

それに対して、アメリカにおいては、アメリカ合衆国憲法第1篇第8節第11項（Article1, Section8, Cluse11）で、戦争等の軍事行動をとるには、大統領の独断で裁量的になされることはできず、連邦議会（合衆国議会）が戦争を宣言する手続によります。また、陸海軍の統制及び規律のための規則を連邦議会（合衆国議会）は定め、法（ルール）によって、陸海軍の統制や規律がはかられています。「ロシア軍の規律が保たれていない。なりふり構わず攻撃をして、各地で市民の殺害が行われている疑いある」というニュースを耳にしますが、軍の統制、規律のための法（ルール）があるのか否かも疑問が生じます。アメリカ合衆国の大統領においても合衆国の陸海軍の最高司令官としての権限が与えられていますが、外敵による急襲に対して自衛のために反撃を加える（個別的自衛権の行使）ことは大統領の判断で行い得ると解されていますが、それ以外の軍事行動については、連邦議会の承認を経ての宣言によるという憲法上の制約があります。第二次世界大戦後のアメリカの軍事行動を見てみると、ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、対テロ戦争、その都度、連邦議会の承認が与えられています<sup>2</sup>。

---

<sup>2</sup> 長谷部恭男『戦争と法』（文藝春秋、2020年）143頁。

ロシアに対する急襲に対しての自衛権の行使ではなく、8年間の現行のキエフ体制による虐待や集団殺害(ジェノサイド)から人々を守るため、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」との友好相互援助条約により、国連憲章第51条の集団的自衛権の行使として、ウクライナに対してロシアが軍事侵攻を行うことを正当であるとして、ロシア軍により「積極的に加害を加える」このたびのロシアによるウクライナの軍事侵攻のプーチン大統領の決定をふくむ「軍事ドクトリン」の許可(大統領の許可)に問題はなかったのでしょうか。権力の濫用を抑止するうえで、大統領の決定、許可が適正かどうか、決定、許可についての適正性を熟議することができるような手続が法において定められ、法定の手続が保障されることが極めて重要だと言えます。

3月4日、プーチン大統領は、ロシア軍に関する「虚偽情報」を広める行為などを犯罪として、最長15年の禁固刑を科す規定を刑法に設ける法案に署名し、改正法が公布しました。法案は政権与党の議員らが2日に提案したばかりでした。「特別軍事作戦」とする政府の文言において、「戦争」、「侵攻」という表現を使えば、「虚偽」とするとして、広くロシア国内での反対デモを抑えるものとも解されています。

ロシア憲法第29条においては個人の思想・言論自由を保障し、また、第31条においては、平和的に武器を携帯せずに集合し、会合、集会およびデモを行う権利、ならびに行進し、ピケを張る権利を保障しています。しかしながら、ロシア憲法第55条【人権の制限】は、第3項で「人および市民の権利と自由は、(中略)国土の防衛および国家の安全保障のために必要不可欠な程度においてのみ、連邦の法律によって制限することができる。」としています。今回の刑法の改正も、「国土の防衛および国家の安全保障」を柱に、各人の言論の自由や集会の自由の制限をかけたものといえましょう。

第二次世界大戦前の大日本帝国憲法と戦後の日本国憲法の大きな違いは、戦前の大日本帝国憲法では司法による「違憲審査制」が保障されていなかったことです。人身の自由を例にお話ししますと、戦前は、「法律の範囲内での人身の自由」を保障していたにすぎず、「法律の留保」を伴ったものでもありました。人身の自由の侵害は、法律(=立法権)に留保され、行政の恣意を斥けた反面、法律をつくり法律によりさえすれば人身の自由の侵害が可能でした。戦時中には、国防保安法(1941年)、1941年改正の治安維持法、戦時特別法(1942年)など、人身の自由を制限する「悪法」がつくられました。こうした反省から、日本においては、「人権は法律から保障されなければならない」とし、現行の日本国憲法では、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と定めて(日本国憲法第81条)、違憲審査制を保障し、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」(日本国憲法第98条)としました。すなわち、国民の言論の自由や集会・結社の自由(人権)を制約することは、憲法が改正されない限りはできません。憲法で保障する人権を制約する法がつかれないようにしたのです。

ロシアにおいては、憲法においても大統領の権限が肥大化し、大統領の許可、決定が適正に担保されるような手続が法定化されていないことが問題です。プーチン大統領でなくても、現行の憲法下においては、大統領によって裁量的に軍事行為を正当化させることにつながってしまいます。また、政府に反対して言論したり集会したりする国民の自由(人権)を制限する法がつけられてしまっています。戦争を生じさせないように規律する、また人権を制約しないように規律するのが「法の意義」であるならば、戦争を生じやすくする、また人権を容易に制約すること「法の問題」でもあります。いかにして法によって武力の行使(軍事侵攻)を容易に行わせないようにするか、自国の法も含めて、それぞれの国内法(ルール)

のあり方に私たちが関心をもつことが重要のように思われます。

### 3. 国際法の意義

2月24日から3月30日までロシア軍の支配下にあったキーウの中心部から北西に25キロの人口3万7000人が住んでいた町、ブチャにおいて、ロシア軍の撤退後、ロシア軍によるウクライナ市民(民間人)に対する殺害、強姦、強奪などがあったことが明らかになってきています。一連の結果に対して、ロシア大統領報道官は、「ロシアを誹謗中傷するためのウクライナによる捏造」といい、ロシアの国防省も「写真や動画は捏造」であって、暴力によって被害にあった者は一人もいないと主張しています。民間人の殺害、強姦、強奪の行為についての法的責任が今後問われていくことになると思われませんが、ここでは、国際法上、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻についてどのように解されるのか、3月16日に国際法に則り国際司法裁判所が出した暫定措置(仮保全措置ともいいますが、以下では暫定措置の文言を使います)の指示の具体的内容にふれながらみていきましょう<sup>3</sup>。

国際司法裁判所(ICJ)は、国際社会における中心的な常設国際裁判所で、国際司法裁判所に関するルールとして、国際司法裁判所規程と国際司法裁判所規則があります。国際司法裁判所規程は1945年に採択された国連憲章に附属し、国連憲章の一部を成しています。国際法の一般原則に従って、国際司法裁判所の裁判は、紛争当事国の同意なしには行い得ません。もっとも、紛争を裁判に付託することを事前に条約で合意していたことに基づいて、紛争を国際司法裁判所に付託することができます。ロシアもウクライナもジェノサイド条約の締約国であり、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻において、ウクライナ内におけるロシアによる集団殺害等の行為については、ジェノサイド条約第9条から、ジェノサイド(集団殺害)に関する紛争を国際司法裁判所の裁判に付することができることと定められていることから、国際司法裁判所の管轄権が生じました。国際司法裁判所において適用されるのは、国際法であり、具体的には、条約、慣習国際法、法の一般原則等によります。

ウクライナは、ロシアによる軍事侵攻の2日後の2月26日に、(国際司法裁判所の管轄について規定する)国際司法裁判所規程第36条第1項「国際司法裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国際連合憲章又は現行諸条約に特に規定するすべての事項に及ぶ」にもとづいて、ロシアもウクライナも締約しているジェノサイド条約(集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約<sup>4</sup>)第9条「(紛争の解決)ジェノサイド条約の履行に関する締約国間の紛争は、(中略)いずれかの紛争当事国の要請により国際司法裁判所に付託される。」ことから、ロシアにおける軍事侵攻について、国際司法裁判所によ

<sup>3</sup> Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation) 国際司法裁判所(International Court of Justice) ホームページ <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/182/182-20220316-ORD-01-00-EN.pdf> (2022年4月2日確認)。

<sup>4</sup> ジェノサイド条約(Genocide Convention)、すなわち「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide、1948年)」は、第二次世界大戦中の残虐行為に対する直接の反応として採択されたもので、集団殺害罪は、国民的、人種的、民族的、または宗教的な集団を破壊する意図を持って行われる行為であると定義付け、それを犯した者は法に照らして処罰することを国家に義務付けている。

る暫定措置(国際司法裁判所規程第41条により「国際司法裁判所は、事情によって必要と認めるときは、各当事者のそれぞれの権利保全するためにとられるべき暫定措置【仮保全措置】を指示する権限を有する」)の指示を求めて書面による暫定措置の要請をしました(国際司法裁判所規則第73条~75条)。

書面において、ウクライナによる請求は、「(a) ルハンスク、ドネツクにおいて、ウクライナ政府はジェノサイド条約第3条による処罰されるべき集団殺害等の行為はしていないこと、(b) ルハンスク、ドネツクにおける集団殺害等の誤った主張にもとづいて、ロシアがジェノサイド条約第1条「締約国は、集団殺害等の行為を防止し処罰すること」を根拠に(ジェノサイド条約を楯に)ウクライナに対する軍事作戦をとることはできないこと、(c) 2月22日のロシアにおけるドネツク人民共和国(Donetsk People's Republic)とルハンスク人民共和国(Luhansk People's Republic)の承認は、集団殺害が生じているというロシアによる誤った主張にもとづくものであり、またジェノサイド条約を根拠にロシアが独立国として承認することはできないこと、(d) 「特別軍事作戦」という言葉で宣言し実施された2月24日のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は武力の行使も含めて違法な措置であること、(e) ウクライナに対するロシアの違法な措置を直ちに停止すること、(f) ロシアによってウクライナにもたらされた損害の回復について命令を出すことでした。被告のロシアは、審理を欠席しています。以下では、ウクライナの上記の請求に対して、国際司法裁判所がどのような判断をしたのかみていきましょう。

まず、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻にともなうウクライナからの国際司法裁判所の付託について、ジェノサイド条約第9条にもとづき国際司法裁判所は明白な管轄権(prima facie jurisdiction)を有するとしています。そのうえで、今回のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は国際法上合法であるとするロシアの主張について、国際法上の手続を無視して適正ではないとします。ロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、どのような点から国際法上の手続を無視して適正ではないとしたのでしょうか。

ロシアは、ウクライナに対する軍隊を派遣し、ロシアがいうところの「special military operation (特別軍事作戦)」をしたことについて、国連での安全保障理事会(2022年2月24日)をはじめとして、ウクライナにおけるルハンスク及びドネツクを中心として「8年にわたるキエフ体制により支配されている人々や集団殺害(ジェノサイド)から人々を守るため」に、「非ナチ化(de-Nazification)」を目的とした平和の執行(peace enforcement)」であると主張しています。こうした主張の上で、法的にはジェノサイド条約第1条「締約国は、集団殺害が、平時に行われるか戦時に行われるかを問わず、国際法上の犯罪であることを確認し、かつ、これを防止し処罰することを約束する。」により、締約国であるロシアは、ウクライナの一部地域でありロシアが勝手に独立国として承認し友好相互援助条約を締結したとする「ドネツク人民共和国(Donetsk People's Republic)」と「ルハンスク人民共和国(Luhansk People's Republic)」におけるウクライナ政府による集団殺害を防止し処罰するために、「special military operation (特別軍事作戦)」を国際連合憲章第51条の「集団的自衛権」の行使にもとづいて、ウクライナに対して軍事侵攻を開始したとします。

国際司法裁判所は、ジェノサイド条約第1条「締約国は、集団殺害が国際法上の犯罪であることを確認し、かつ、これを防止し処罰することを約束する。」という規定は、集団殺害を行った締約国に特定の措置を実行する権限を与えたものではないとしています。集団殺害が生じた場合には、ジェノサイド条約第8条の国連による防止行動、もしくは第9条によりいずれかの当事国の要請により国際司法裁判所による付託という手続に則って対応されるとします。ジェノサイド条約の前文においては「国際協力が必要である」として、一国の軍事侵攻(特別軍事作戦)は許されません。

ジェノサイド条約第8条は、「締約国は、国際連合の権限ある機関に対して、集団殺害又は第3条に掲げる他のいずれかの行為を防止し、抑止するために適当と認める国際連合憲章に基づく行動をとるよう求めることができる。」とします。国連憲章に基づく行動とは、国連憲章第1条第1項によるものです。すなわち、国連憲章第1章第1項は、「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。」です(下線部は著者によるもの)。国連を介さず、また国際司法裁判所を介さずに行った、一方的なロシアによるウクライナの軍事侵攻は、国連憲章に基づく「平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従って実現する」ものと解されるのでしょうか。国際司法裁判所は、ウクライナは、ウクライナ領域におけるジェノサイドを理由に防止と処罰を目的とするロシアによる軍事作戦(military operations)にさらされない当然の権利を有しているとしました。ルハンスク、ドネツク地域におけるウクライナ政府による集団殺害があったとするロシア側の誤った認識にもとづくものでなくても、一方的なロシアによるウクライナへの軍事作戦は、国連憲章第1条による「平和的手段且つ正義及び国際法の原則に従う」にも反しますし、ジェノサイド条約に法定されている手続(国連による防止行動や国際司法裁判所への付託)を無視して行ったもので適正な行為とは言えません。

国際司法裁判所規程第41条にもとづく国際司法裁判所による暫定措置の指示は、緊急である場合に限られます。すなわち、現実的で急迫性の危険が存在している場合においてです。ロシアによるウクライナの多数の都市における爆撃によりすでに何千人もの生命が奪われていること、150万人にもおよぶウクライナの民間人の国境を越えての心理的トラウマをかけての避難の現実(難民の危機)、電気・ガス・水道等の生活インフラの遮断や食料の不足、ウクライナの核施設や爆撃による環境被害が生じていることから、国際司法裁判所は、暫定措置の指示が必要であり、直ちに軍事作戦を停止するよう指示を下しました。残念ながら、ロシアは、国際司法裁判所による「国際法上の手続を無視した適正でない(違法)」ロシアのウクライナに対する軍人侵攻の停止を求めた暫定措置の指示に対して、拒否(無視)をし続けています。

#### 4. 終わりに一戦争を容易に招いてしまう「法」と戦争を規制する「法」

ロシアのウクライナに対する軍事侵攻という恐ろしい実際のケースをもとに、法という視点から、ロシアの国内法の問題や国際法の意義についてお話ししました。戦争をしないように規制する法や戦争を規律する法があるのと同時に、戦争を容易に招いてしまう法があり、また、人権の保障を広げる法もあれば、「国家の安全」と盾に人権を制約してしまう法が存在することを認識して、国内や国際社会の法のあり方を考えていく必要があります。**いかにして法によって武力の行使(軍事侵攻)を容易に行かせないようにするか、自国の法も含めて、それぞれの国内法(ルール)のあり方に私たちが関心をもつことが重要です。**

また、今回のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、国際法上の法定(ルールによって定められた)手続を遵守していないことが問題であることが分かって頂けのではないのでしょうか。国連の安全保障理事会は大きな権限を有しています。とりわけ国連憲章42条による安全保障理事会が、非軍事的強制措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動(軍事的強制措置)をとることができます。**大きな権限を有する安全保障理事会の常任理事国が国際社会の憲法でもある国連憲章上の法定の手続を意図的に無視して**

**遵守せず、手続に違反する措置をとることが今回のケースを通して存在する以上、手続を遵守させるためにはどうしたらよいのか、手続に違反する法的効果についても国際社会において検討されなければならないのではないのでしょうか。国連憲章上の法定手続の保障(Due Process of International Law)に向けての議論が必要です。**

第二次世界大戦下におけるナチスドイツにおける歴史的な経験から、ロンドン大学のヴェルナー・メンスキー教授は、国家をコントロールするにおいて、法＝国家法（国内法）とする国家法一元観を強く批判し、4つのエンティティ、すなわち、国家法、自然法、社会文化的・社会経済的規範、そして国際法からなる「法の凧（凧のかたちがイメージできることから）」が飛ぶように、それらのバランスが重要であると言います。ロシアの国内法で容易にウクライナに対する軍事侵攻が正当化されても、国連憲章やジェノサイド条約という国際法による法定手続を無視してそれに違反する軍事侵攻がなされれば大きな問題です。「法の凧」が順調に飛ぶように、国際司法裁判所が何故ロシアに対して軍事作戦を直ちに停止するように暫定措置の指示を出したのか、日本にいる私たち一人一人が考えることが重要であるととともに、ロシアの国家元首であり絶大な権限を有するプーチン大統領には法によって多くの人命が奪われる歴史が繰り返されないようにぜひ耳を傾けて欲しいと願うばかりです。